

(第2回、最終) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 6年 5月30日
契約業者名	(株) オリエンタルコンサルタンツ
契約業者の住所	東京都渋谷区本町3-12-1
業務の名称	R5 柏・船橋管内橋梁点検M5業務
業務場所	柏・船橋出張所管内
業種区分	土木関係建設コンサルタント業務
業務概要 (変更した内容について記述する)	現地踏査の変更 橋梁定期点検の変更 緊急点検の変更 点検支援新技術活用の変更 詳細調査の変更 判定診断会議の変更 報告書作成の変更 直接経費の変更 情報システムの活用の変更 全国道路施設点検データベースの変更
履行期間 (自)	令和 5年 4月 1日
履行期間 (至)	令和 6年 5月31日
変更前の契約金額	91,487,000円 (税込み)
変更金額	+ 9,680,000円 (税込み)
変更後の契約金額	101,167,000円 (税込み)
変更理由	本業務は、令和5年4月1日付けで(株)オリエンタルコンサルタンツと契約を締結し現在鋭意施工中であるが、下記理由により契約変更を行うものである。 1. 現地踏査 損傷が確認された構造物の緊急点検を行うため、事前の現地踏査について増工する。 2. 橋梁定期点検 現地調査の結果、現地踏査(定期点検)、関係機関との協議資料作成、状態の把握、点検調査作成を増工する。 3. 緊急点検 元特記仕様書第35条に基づき、緊急点検を追加増工する。 4. 点検支援新技術活用 点検支援技術の活用を原則とする業務であることから、点検支援新技術活用を追加増工する。 5. 詳細調査 現地調査の結果、詳細調査を追加増工する。 6. 判定診断会議 元特記仕様書第38条に基づき、判定会議を追加増工する。 7. 報告書作成 橋梁定期点検の増工に伴い、報告書作成を増工する。 8. 直接経費 現地調査の結果、橋梁定期点検方法の変更及び緊急点検に伴い、機械経費を増工する。 また、現地調査及び関係機関協議の結果、高速道路や鉄道を跨ぐ高架橋の点検において各管理者から安全対策等に係る条件により、安全対策について増工する。 9. 情報システムの活用 情報共有システムの使用料について、当初計上していないため、情報共有システムの使用料を追加増工する。 10. 全国道路施設点検データベース 全国道路施設点検データベースの登録料について、当初計上していないため、全国道路施設点検データベースの登録料を追加増工する。 11. 工期 工期は、当初のとおり令和6年5月31日までとする。